

沖縄県こども・若者計画の 愛称(ニックネーム)募集 ～新しい計画に名前をつけてね！～

沖縄県では、社会の一番の宝である沖縄のこども達が生き生きと暮らせる「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」の実現を目指し、「沖縄県こども・若者計画」をつくっています。

みなさんが計画を身近に感じられるような親しみやすい愛称（ニックネーム）を募集しますので、たくさんおしえてくださいね！

●応募期間（おうぼきかん）

令和7年2月10日（月）から令和7年2月28日（金）まで

●応募（おうぼ）できる人

沖縄県内に住んでいる18歳までのこども（個人でもグループでも応募できます）

●表彰（ひょうしょう）について

最優秀作品（愛称に採用作品）と優秀作品には、賞状と記念品を贈呈

●応募（おうぼ）について

※応募は一人1点です。

※応募作品は自分で作ったものに限りです。

応募はこちらのQRコードから！



<https://forms.gle/tj8xaopuTnvMiLcY9>

「沖縄県こども・若者計画」やさしい版は
こちらのQRコードから見るができます！



https://www.pref.okinawa.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/032/854/keikakuyasasii.pdf

※採用された最優秀作品、優秀作品の方のみご連絡いたします。

※採用作品の著作権などの一切の権利は沖縄県に帰属します。

※個人情報（こじんじょうほう）について

- ・最優秀作品、優秀作品を応募した方への連絡用として使用します。
- ・応募者の個人情報は、許可なく第三者に開示・提供しません。
ただし表彰者の氏名、学校名、学年は発表時に公表します。

お問い合わせ先

沖縄県 こども未来部 こども若者政策課 企画班

TEL 098-866-2100 メールアドレス aa031607@pref.okinawa.lg.jp

おき なわ けん わか もの けい かく
沖縄県こども・若者計画
ばん
やさしい版



おき なわ けん わか もの けい かく
沖縄県こども・若者計画について

れい わ ねん が つ わか もの じぶん せい ちやう
令和5年4月、すべてのこどもや若者が自分らしく成長し、しあわせにくらせ
しゃ かい きほん ほう ほう り つ
る社会をめざして「こども基本法」という法律ができました。

けん おき なわ わか もの い い しゃ かい
そして県では、沖縄のこどもや若者が、生き生きとくらせる社会をめざして
おき なわ けん わか もの けい かく
「沖縄県こども・若者計画」をつくりまします。

おき なわ けん み ら い ぶ わか もの せい さく か
沖縄県 こども未来部 こども若者政策課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL:098-866-2100



おき なわ けん じ ぞ く か の う か い い は つ も く ひ ゃう し え ん
沖縄県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています

沖縄県こども・若者計画ってなに？

計画のめざすものはなに？

社会のいちばんの宝である沖縄のこどもたちが生き
生きとくらせる「誰一人取り残さないこどもま
んなか社会」をつくることをめざしています。

計画にはどんなことがかかっているの？

沖縄のこどもや若者みんなが生き生きとくらせる
社会をつくっていくために、沖縄県が大切にする考
えや必要な取組をかいています。

どうやって計画をつくるの？

たくさんのこどもや若者の意見をききながら、こど
もや若者にとっていちばんいいことは何かをみんな
で考えて、計画をつくります。

だれのための計画なの？

沖縄県のこどもや若者、子育てをする人、そのまわり
のおとなをふくめた、みんなの計画です。

いつからいつまでの計画なの？

令和7年度から令和11年度までの5年間の計画です。

だれ ひとり と のこ
誰一人取り残さない
しゃ かい
こどもまんなか社会とは？



すべての
わかもの
こどもや若者が

しゃかい さん か き かい
社会に参加できる機会
がある

けん り たい せつ
権利をもっていて大切にされる

わかもの
こどもや若者にとって
よいことがえらばれる

い けん い い けん たい せつ
意見が言える・意見が大切に
される

せい ちょう
すこやかに成長できる

かんきょう ち いき
どんな環境や地域に
う そだ
生まれ育っていても
ゆめ き ぼう
夢や希望がもてる

げんざい しょうらい
現在、そして将来も
ずっとしあわせに
せい かつ
生活できる

わか
若い
せ だい
世代が

し ご と か て い りやうりつ
仕事と家庭の両立と
しょとく こうじやう
所得の向上が
じつげん
実現できる

のぞ ひと
こどもを望む人みんながよろこびや
い かん あんしん
生きがいを感じながら、安心して
こ そだ
子育てができる



だれ ひとり と のこ
「誰一人取り残さないこども
まんなか社会」をつくって
たいせつ
いくために大切なことは？

つぎ
6 次の
たい せつ
つのことを大切にします

わかもの けんり たいせつ
1. こどもや若者の権利を大切にします

☀️ わかもの けんり こせい たいせつ じしん
こどもや若者の権利や個性を大切にし、こどもたち自身がえらび、
き じっげん おうえん
決め、実現することを応援する

☀️ わかもの ゆうせん
こどもや若者にとってもっともよいことを優先する

☀️ ひんこんぎゃくたい ぼうりよく わかもの
貧困、虐待、いじめ、暴力などからこどもや若者をまもり、
けんり
すべてのおとなにこどもの権利をひろめていく

わかもの い けん しゃかい さん か
2. こどもや若者の意見や社会に参加することを
たいせつ
大切にします

☀️ わかもの い けん い おうえん
こどもや若者が、意見をもち言えるようになることを応援し、
い けん い ば きかい しゃかい さんか かんきょう
意見を言える場や機会、社会に参加する環境をつくる

☀️ わかもの い けん だいじ わかもの しゃかい
こどもや若者の意見を大事にし、こども、若者といっしょに社会を
つくっていく

3. おとなになるまでの心やからだの成長をサポートします

- ☀️ にんしん しゅっさん おうえん
おかあさんの妊娠や出産を応援する
- ☀️ わかもの かんきょう
こどもや若者にとってよい環境をつくる
- ☀️ ひと きょういく わかもの かのうせい
ゆめ きぼう せいちょう じぶん い しゃかい
等しくよい教育を受け、こどもや若者の可能性をのばし、
夢や希望をもって成長し、自分らしく生きていける社会にする

4. どんな環境でもみんなが成長できるようサポートします

- ☀️ がっこう まな ば あんぜん あんしん ばしょ
学校を学ぶ場、安全に安心してすごせる場所にする
- ☀️ ちいき す ひつよう
たす もと
どの地域に住んでいても必要なサポートを受けられ、
こまったときに助けを求められるようにする
- ☀️ ひんこん こんなん と く
貧困や困難がつづかないよう取り組む

5. こどもや若者のまわりの環境をととのえていきます

- ☀️ けっこんしゅっさん こそだ かんが だいじ
結婚・出産・子育てについて、さまざまな考えかたを大事にする
- ☀️ ちいき あんしん こそだ かんきょう
どの地域でも安心して子育てできる環境をみんなで作りだす
- ☀️ ばしょ きゅうりょう あんてい しごと かてい たいせつ
しゃかい
はたらく場所や給料を安定させ、仕事と家庭どちらも大切に
できるような社会にする

6. みんなでつながり、こどもや若者の成長を応援します

- ☀️ くに けん しちょうそん わかもの ひと
きょうりょく おうえん
国や県、市町村だけでなく、こどもや若者をとりまくいろいろな人が、
みんなで協力して応援する
- ☀️ しゃかい じつげん ひんこん
けんみん と く
こどもまんなか社会の実現、こどもの貧困がなくなるように
県民みんなで行き組む



どんな取組をするの？

01

すべての年齢の子ども・若者のための取組

- ・子どもや若者が権利の主体であることを、子ども・若者自身やおとなにひろくおしらせします
- ・子どもや若者がそれぞれの個性をのびし、活躍できるようにします
- ・障がいのある子どもや若者もいっしょに活動できるようにし、地域での支援も強化します
- ・SOSの出しかたやうけとめかたを伝え、なやんでいる子どもや若者が相談しやすい環境をつくります
- ・ふだんから家族の世話などを行っているヤングケアラーをみつけ、支援をうけられるようにします
- ・子育てになやんでいる保護者を支援することで、虐待をふせぎます
- ・施設や里親のところで生活するこどもの声をきき、おとなになるまでサポートします
- ・性や妊娠にかんして正しく知ることができるようにし、こまったときは支援をうけられるようにします

02

小学校に入るまで(誕生前から6歳くらいまで)の子どもと家族のための取組

- ・おかあさんの妊娠前からおなかの中にいるとき、また生まれて、育っていくときに、おかあさんもこどもも元気でいられるよう、お医者さんに相談したり検査をうけるなど、必要な支援をうけられるようにします
- ・こどもの心やからだの状況、こどものまわりの環境を考えながら、こどもにとってよりよい保育や教育がうけられるようにします

03

学童期・思春期(6歳～18歳くらい)のこどものための取組

- ・学校を、もっと安全に安心してすごし、学ぶことができる場所にします
- ・学校の校則について、生徒や保護者の意見をききながら、見直しがおこなえるような活動をすすめます
- ・すべての子どもや若者が、ありのままでいられ、いろいろな人といっしょに勉強や体験をしながら、安全に安心してすごせる「居場所」をふやします
- ・いつでも病院でみてもらえるようにし、規則正しい生活習慣を身につけて、自分のからだや心について正しく知ることができるようにし、なやみを相談しやすくします
- ・子どもや若者が、社会で生きていくために必要な知識を身につけられるようにします



- ・いじめをふせぐほか、いじめを^{はや}早く^{そうだん}みつけ、相談^{ちょうさ}しやすくしたり、調査したりします
- ・不登校の場合でも教育をうけられる体制をととのえます
- ・高校での指導・相談体制を充実させて中退を予防し、中退した場合でも仕事や勉強についてサポートします

04 青年期(18歳くらいから)の若者のための取組

- ・お金を理由に自分のやりたいことを諦めることがないように、大学などに進学するための支援をおこないます
- ・自分にあう仕事をみつけ、経験をつんでいけるように支援します。また、給料^{きゅうりょう}があがるようにしたり、はたらきやすいようにしたりします
- ・結婚したい人が結婚できるよう、出会いの場をつくったり、結婚後の新生活を支援したりします
- ・なやみや不安をかかえる若者やその家族が、こまりごとを相談^{そうだん}したり、いろいろなサポートがうけられるよう支援^{しえん}します

05 子育てをしている人のための取組

- ・子育てや教育にかかるお金の負担がすくなくなるようにします
- ・地域の中に、子育てのなやみを相談できる場所や子育てを手伝ってくれる場所をふやします
- ・保護者がともに協力して仕事と子育てをできるように、はたらきかたをかえるとともに、男性の家事や育児への参加をすすめます
- ・ひとりで子育てをしている家庭に、必要な支援をおこないます

06 こどもの貧困をなくすための取組

- ・貧困な状況に生まれ育っても、おとなになるまで生活・教育など必要な支援をおこない、自立できるよう応援^{おうえん}します
- ・学習や進学の支援、体験や交流などにより、いろいろな困難をかかえるこどもや若者の自立を応援^{おうえん}し、貧困の連鎖をとめます
- ・支援がとどいていないこどもや若者、その保護者を必要な支援につなげます

こどもや若者のための取組を すすめていくうえで 大事なことってなに？

まず、こどもや若者とおとながいっしょになって社会をつくること（社会参画）、こどもや若者も社会の一員として声をあげる（意見表明）ができ、その声が社会に生かされること（意見反映）がとても大切です。

そのために、沖縄県はあらゆるこどもや若者が**意見**を**表明**しやすい**環境**、**意見表明の機会**をつくっていきます。そして、その意見を大切にし、こどもや若者にたいする取組へ反映させていきます。

こどもや若者の意見により、みなさんの状況や必要としていること、おとなが気付かないあたらしい発見が、より多くのおとなに伝わり、こどもや若者にたいする取組がよくなっていきます。

意見表明しやすい環境・意見表明の機会とは

- こどもや若者が、自分の意見や気持ちを表明してもよい権利について知り、学ぶ
- こどもや若者の意見をきき、その意見を大切にすることをおとなにも伝えていく
- 意見を言いにくいこどもや若者も安心して意見が言えるよう、いろいろな方法を考える
- こどもや若者の意見をきいたり、引きだす技術をもった人をふやす
- こどもや若者にモニターになってもらう、若者に会議のメンバーに入ってもらう
- こどもや若者が中心となって活動しているグループと協力し、その活動を応援する